

# 社会福祉法人 喜老会

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人喜老会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬の支給)

- 第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。  
ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。
- 2 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、【別表1】により報酬を支給することができる。
  - 3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、【別表1】により報酬を支払うことができる。

### (費用の弁償)

- 第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合の旅費については、社会福祉法人喜老会の職員旅費規程を準用する。
- 2 役員及び評議員が、本会の認めた研修会に参加する場合は、実費相当を支給する。

### (公表)

- 第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

((補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める  
こととする。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

【別表1】

名 称	報 酬	備 考
役員業務報酬等	5, 000円／日	年間総額200, 000円以内／年
評議員業務報酬等	5, 000円／日	年間総額105, 000円以内／年
監事監査指導報酬	10, 000円／日	